



# 島根県報

平成30年12月21日（金）

第3,068号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正	（総 務 課）	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	2

### 【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総 務 課）	3
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（        ”        ）	6
都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況に関する公表	（市 町 村 課）	9
平成30年度登録販売者試験の合格者	（薬 事 衛 生 課）	10

### 【特定調達公告】

島根県立学校校務用ファイルサーバ等賃貸借に係る一般競争入札の実施	（学 校 企 画 課）	11
----------------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第779号**

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報（平成14年島根県告示第798号）の一部を次のように改正し、平成30年12月21日から施行する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の調理師試験の項を削り、同表の介護支援専門員実務研修受講試験の項中「Ⅱ」を「合格発表の日から1月間」に改める。

**島根県告示第780号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 みはら眼科皮膚科	出雲市今市町315番地1	平成30年11月1日
医療法人社団 林整形外科医院	出雲市姫原町114-3	平成30年11月1日
D・C・B薬局 ラピタ店	出雲市今市町87	平成30年11月1日

**島根県告示第781号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(7) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成29年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	750	3,329
松江地区県政情報コーナー	13	19
雲南地区県政情報コーナー	1	1

出雲地区県政情報コーナー	23	68
県央地区県政情報コーナー	7	7
浜田地区県政情報コーナー	85	161
益田地区県政情報コーナー	16	50
隠岐地区県政情報コーナー		
単独地方機関等	1	6
小 計	896	3,641
警察情報公開センター	443	1,855
各警察署情報公開窓口	1	1
小 計	444	1,856
合 計	1,340	5,497

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
2,918	1,733	11	800	3		32		5,497

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計	
	本庁	地方機関
知事	3,402	994
政策企画局	3	3
総務部	144	26
広報部		
防災部	10	10
地域振興部	7	3
環境生活部	63	63
健康福祉部	2,483	646
農林水産部	69	26
商工労働部	176	4
土木部	431	284
出納局	1	1
企業局	15	5
病院事業管理者	20	20
議会	42	42
教育委員会	152	79
選挙管理委員会	22	22
人事委員会		

監査委員	2	2	
公安委員会	1,408	1,408	
警察本部長	448	448	
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人	1	1	
合 計	5,497	4,424	1,073

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

## 2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
35 (繰越 25)			1			34	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

## 3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	172	341	191	555	45	199
松江地区県政情報コーナー		25	29	88		
雲南地区県政情報コーナー	3	13	11	34		
出雲地区県政情報コーナー	16	92	11	29		
県央地区県政情報コーナー	7	49	24	69		
浜田地区県政情報コーナー	15	11	31	87		
益田地区県政情報コーナー			34	104		
隠岐地区県政情報コーナー		2				
小 計	213	533	331	966	45	199
警察情報公開センター						
各警察署情報公開窓口						
小 計						
合 計	213	533	331	966	45	199

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

## 4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	231	72	12	147	54
附属機関に類するもの	152	75	62	15	64
合 計	383	147	74	162	118

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
18	2	3	1	1		1		

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成29年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	10	12					10	12
松江地区県政情報コーナー	4	4					4	4
雲南地区県政情報コーナー								
出雲地区県政情報コーナー	3	3					3	3
県央地区県政情報コーナー								
浜田地区県政情報コーナー	6	6					6	6
益田地区県政情報コーナー								
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等	4	4					4	4
小 計	27	29					27	29
警察情報公開センター	16	25					16	25
各警察署情報公開窓口	11	14					11	14

小 計	27	39			27	39
合 計	54	68			54	68

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理をした公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	25			25
政策企画局				
総務部	4			4
広報部				
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	21			21
農林水産部				
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者	1			1
議会				
教育委員会	3			3
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	39			39
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	68			68

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 76件

イ 口頭による開示請求の実施 987件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
26	33	1	7			1		68

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

## (2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

## 3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

## 4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	3 (繰越 2)			2			1	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

## 5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

## (1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

## (2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
3	64	62	2				

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。

4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。

5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

## (3) 口頭による開示申出状況

該当なし

## (4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

## (5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

## (6) 異議申出の状況

該当なし

住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）第5条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況（同期間内に利用及び提供の実績があったものに限る。）について、次のとおり公表する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 都道府県知事保存本人確認情報の利用

### (1) 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
恩給法（大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定による年金の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	258
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定による地方税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務の対象となる者の生存の事実等の確認に関する事務	8,002
旅券法（昭和26年法律第267号）の規定による一般旅券の発給等の申請に係る事実についての審査等に関する事務	4,332
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による特定医療費の支給認定の申請に係る事実についての審査等に関する事務	6,486
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療特別手当又は葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	697
児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費の支給の申請に係る事実についての審査等に関する事務	750
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	29
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務又は身体障害者手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	2,076
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る事実についての審査等に関する事務又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の生存の事実等の確認に関する事務	637
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	43
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付の申請等若しくは地域生活支援事業の実施に係る事実についての審査等に関する事務又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実等の確認に関する事務	2,559
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）の規定による特別弔慰金の支給の請求等に係る事実についての審査等に関する事務	171
家畜商法（昭和24年法律第208号）の規定による家畜商の免許又は登録の申請に係る事実の審査等に関する事務	4
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	6

電気工事士法（昭和35年法律第139号）の規定による電気工事士免状の交付の申請等に係る事実の審査等に関する事務	216
電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による登録電気工事業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	13
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）の規定による不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の登録の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	1

(2) 住民基本台帳法第30条の15第1項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務の内容	利用件数
島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の規定による恩給の給付を受ける権利を有する者等の生存の事実等の確認に関する事務	24
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）の規定による浄化槽保守点検業者の登録等の申請等に係る事実についての審査等に関する事務	23
介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護支援専門員資格登録簿における登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	22
島根県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年島根県条例第16号）の規定による加入の承認の申込み、脱退一時金の支給の請求又は年金受給権者の死亡若しくは現況の届出に係る事実についての審査等に関する事務	348
採石法（昭和25年法律第291号）の規定による採石業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	7
砂利採取法（昭和43年法律第74号）の規定による砂利採取業者の登録の申請等に係る事実の審査等に関する事務	1

2 住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供

提供先	事務の内容	提供件数
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による住民監査請求に係る事実についての審査等に関する事務	2
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による放置違反金の納付等を命ぜられた者の生存の事実等の確認に関する事務	119

平成30年度登録販売者試験の合格者を決定したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の6及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第11条第2項の規定により、次のとおりその受験番号を公告する。

平成30年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

<受験番号>

8	10	14	15	16	17	18	19	24	30	32	34	36
41	42	46	51	52	54	57	59	63	64	66	74	79
81	82	86	88	89	91	93	95	100	105	106	107	108
110	116	119	126	131	133	134	135	139	140	145	163	169
174	176	187	191	195	197	199	200	207	210	213	218	220
223	230	239	243	247	249	262	267	272	276	280	290	309
319	320	322										

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年12月21日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

島根県立学校 校務用ファイルサーバ等賃貸借 一式

#### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

#### (3) 納入期限

平成31年3月28日（木）

#### (4) 納入場所

島根県が契約するデータセンター（松江市）

### 2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、平成28年から平成30年までと平成31年から平成33年までの両方の入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（平成28年から平成30年までの入札参加資格者名簿の大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(3) 事務機器」又は「(4) 情報処理機器」及び平成31年から平成33年までの入札参加資格者名簿の大分類「1 文具・事務用機器類」、小分類「(3) 事務機器」又は「(4) 情報処理機器」）にそれぞれ登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除

措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁学校企画課 情報・運営グループ

電話 0852-22-6917 F A X 0852-22-5762

電子メール gakkokikaku@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成31年1月22日（火）までの間、入札情報サービス（P P I）へ暗号化された状態で掲載するので、入札に参加するために閲覧（ダウンロード）を希望する者は、入札情報サービス（P P I）へ掲載された入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。なお、入札説明書閲覧申請書は本公告「3 入札に参加する者に必要な資格」に該当する者から提出されたもののみを受理する。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成31年1月16日（水）午前9時00分から同月22日（火）午後5時00分までの間に、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成31年1月31日（木）午前11時から同年2月1日（金）午前10時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

平成31年2月1日（金）午前10時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、平成31年2月1日（金）午前10時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年2月1日（金）午前11時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁学校企画課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : operation management / maintenance / support of hardware and software for the File server system ( 1 unit)
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 11 : 00 a.m. January 31, 2019 to 10 : 00 a.m. February 1, 2019
- (3) Time limit for tender by bringing : 10 : 00 a.m. February 1, 2019  
(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. February 1, 2019)
- (4) Contact point for the notice : School Planning Division, Shimane prefectural board of education,  
1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan  
TEL : 0852-22-6917